



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 47, 2024年5月～6月)



保険セクターの国際的な規制の動向（2024年5月～6月）

内容

A: IMF、日本の保険セクターの規制・監督上の課題を指摘（5月13日）	3
B: EIOPA、リスク・ダッシュボードを公表（5月14日）	5
C: BCBS、金融のデジタル化に関するレポートを公表（5月16日）	6
D: 加 OSFI、2024年のトップ・リスクと金融監督の優先事項を公表（5月22日）	7
E: 印 IRDAI、保険会社のガバナンスにかかる規定を公表（5月22日）	9
F: 英 PRA、第三国の保険会社の在英支店に対する監督上のアプローチを改正（5月23日）	10
G: NY州当局、保険会社に火災保険にかかる付帯サービスの提供を懇諭（5月23日）	11
H: 星 MAS、銀行のデータ・ガバナンスにかかる調査結果を公表（5月29日）	12
I: ESMA、AIの利用にかかる監督上のガイダンスを公表（5月30日）	14
J: 星 MAS、顧客の公正な取扱いに関するガイドラインを改正（5月30日）	15

A: IMF、日本の保険セクターの規制・監督上の課題を指摘（5月13日）

- 国際通貨基金（IMF）は、2023～2024年にかけて実施した日本の金融セクター評価プログラム（FSAP）の結果を公表した。（※FSAPとは、IMFがその加盟国の金融セクターの安定性を評価するプログラム。日本を含む主要国は、5年に一度、その評価を受けることとなっている。同プログラムでは、①システム・リスク、②金融規制・監督の枠組み、③セーフティ・ネットおよび危機管理、の3つの分野について、包括的かつ深度ある評価が行われる。）
- 公表された文書は以下のとおり。
 - 金融システムの安定性の評価報告書
 - 銀行監督および規制にかかる主要な課題に関する技術的文書（technical note）
 - 保険基本原則の遵守状況の詳細な評価
 - システム・リスクの分析とストレス・テストに関する技術的文書
 - サイバー・レジリエンスと金融安定に関する技術的文書
 - 投資ファンドの規制と監督に関する技術的文書
 - 金融セーフティ・ネットと危機対応への備え（crisis readiness）に関する技術的文書
 - フィンテックの規制と監督に関する技術的文書
 - 気候関連の事項の金融監督および規制に関する技術的文書
- これらのうち、報告書「保険基本原則（ICPs）の遵守状況の詳細な評価」の概要は以下のとおり。なお、昨今話題となっている再保険については、「概ね遵守（Largely observed）」と評価されているものの、ICP 9との関係で、保険会社による出再の監督の強化の検討の必要性についてIMFから提言と受けている。

全体の概要	
評価の対象	<ul style="list-style-type: none"> • 日本の保険規制・監督を、保険監督者国際機構（IAIS）が2019年に公表した保険基本原則（ICPs）に照らして評価。ICPsには、「国際的に活動する保険グループ（IAIGs）の監督のための共通枠組み（ComFrame）」を含む。 • 共済組織による保険事業は評価の対象外。（※他方で、共済について、IMFは、その事業規模の大きさ、および、適用される規制が保険会社に対して適用される規制と異なること等を指摘し、「関係する監督当局間での連携を強化する必要がある」と述べている。）
評価結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> • 24のICPsの遵守状況にかかる評価結果は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> - 遵守（Observed）：6 - 概ね遵守（Largely observed）：12 - 一部遵守（Partly observed）：6 - 非遵守：0

一部遵守と評価されたICPsの評価結果の概要	
ICP 2 (監督当局)	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社に免許を付与する権限が内閣総理大臣にあり、金融庁長官に委任されていないこと、また、金融庁の予算が政府の予算プロセスに依存していることは、金融監督の政治からの独立を阻害し得る。 保険監督のリソースは不足しており、保険課のリソースの増強を図る必要がある。
ICP 5 (適格性要件)	<ul style="list-style-type: none"> 保険業法が規定する保険会社の役職員の適格性要件の範囲は、包括的ではない。例えば、すべての取締役や経営陣（コントロール機能における主要な者を含む。）を明示的に対象としていない。また、求められる知識や経験について、監督上の期待が限定的にしか示されていない。 金融庁は、保険会社がその役職員の適格性を正しく評価していることを実効的に監督できるだけの十分なリソースを有していない。
ICP 9 (監督上のレビューと報告)	<ul style="list-style-type: none"> 健全性監督は、ORSAのレビューなど、テーマに基づき行われており、いくつかの保険会社がそうしたテーマに基づく監督の対象となっているものの、すべての保険会社が対象となっている訳ではない。金融庁の監督は、もっぱら、ある保険会社で顕在化したリスクに対して事後的に（reactive）行われている。また、定期的な監督上のリスク評価が、監督のサイクルの一環として行われていないほか、個々の保険会社について、監督計画は策定されていない。 立入検査は、通常の（routine）監督の一環としてではなく、顕在化しているリスクの真因を理解するための調査ツールとして使われている。 監督上のアプローチは、利用可能なリソースで対応できるように設計されている。金融庁のリソースは不足しており、本ICPおよび他のICPsについてIMFが行っている提言に対応するためには、リソースを大きく拡充する必要がある。
ICP 12 (市場からの退出と破綻処理)	<ul style="list-style-type: none"> 保険業法は、保険契約者以外の債権者の権利を変更する権限が無いことを理由として、少額短期保険業者や小規模な保険会社以外の保険会社に対して破綻処理以外の実務的な道を提供していない。 破綻処理のトリガー・ポイントについて、会社更生法や更生特例法では「債務を弁済することができない、もしくは、債務超過となるおそれがある場合」と定められているが、理想的な基準ではない。 いかなる保険会社についても破綻処理計画の策定が求められていない。このことは、ICP 12.3を満たしていないことを意味する。 保険グループの経営情報システム（MIS）が破綻処理時においてタイムリーに情報を生成する能力を検討するための規制要件が存在しない。
ICP 14 (資産・負債の評価)	<ul style="list-style-type: none"> 資産・負債は経済価値ベースで評価されていない。将来キャッシュ・フローの割引は、イールド・カーブではなく、単一の割引率を用いて行われることとなっている。損害保険会社について、異常危険準備金は利益を平準化するためのツールであり、経済価値的な要素を有していない。なお、これらの事項は、経済価値ベースのソルベンシー規制を導入することによって解消するものと考えられる。

ICP 24 (マクロ プルデンシャル 監督)	<ul style="list-style-type: none"> マクロプルデンシャル監督の範囲に、すべての大規模な保険会社が含まれていない。 個々の保険会社のシステミック・リスクを評価するための基準が存在せず、したがって、保険会社に対してシステミック・リスクの評価が行われていない。
-------------------------------	--

インプリケーション：報告書「保険基本原則（ICPs）の遵守状況の詳細な評価」において指摘されている事項は、概ね妥当なものであると考えられる。今後、日本における保険セクターの規制・監督が、国際基準に適合したものとなることが期待される。

(参考) IMF 'Japan: Financial Sector Assessment Program-Financial System Stability Assessment'

B: EIOPA、リスク・ダッシュボードを公表（5月14日）

- 欧州保険・年金監督局（EIOPA）は、2024年年第1四半期のソルベンシーIIのデータに基づくリスク・ダッシュボードを公表した。同ダッシュボードの概要は以下のとおり。

リスク	水準	傾向 (過去3か月)	アウトlook (今後12か月)	概要
マクロ・リスク	中	↘	→	<ul style="list-style-type: none"> マクロ経済指標のいくつかはポジティブな傾向を示しているものの、リスクは依然として存在する。主要な国・地域におけるGDP成長率の予測が平均で0.6%から0.9%に改善しているものの、低成長環境は依然として大きな懸念であり、保険料収入の伸びの鈍化や保険金請求の増加などの形で保険会社にも影響を与え得る。
信用リスク	中	→	→	<ul style="list-style-type: none"> 信用リスクは中位で安定的である。保険会社の国債および社債へのエクスポージャーの水準には、この1年間で大きな変化はない。2023年第4四半期の総資産の構成を見ると、国債が占める割合は25.6%、金融機関の無担保社債は9.1%、非金融社債は10.1%。モーゲージやローンに対するエクスポージャーは依然として低い水準（0.3%）にある。
市場リスク	高	→	→	<ul style="list-style-type: none"> 市場リスクは高い。2024年第1四半期に債券市場のボラティリティは幾分低減したほか、株式市場のボラティリティは安定的である。2023年第4四半期の保険会社の不動産向けのエクスポージャーは総資産の3.2%であるものの、2023年第2四半期時点の不動産価格は前年比で8%下落しており、商業用不動産価格はさらに下落することが見込まれる。
流動性および 調達リスク	中	→	→	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社の2023年第4半期の現金の保有割合は0.74%まで上昇、流動性資産比率は50%に近い水準にある。2023年の生命保険の失効率は、前年の

				<p>3.8%から4.7%に上昇している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調達サイドを見ると、2023年第4四半期のキャット・ボンドの発行額は約50億米ドル、2024年第1四半期の社債の発行額は約70億ユーロで、平均利率は0.8%（前四半期から0.3%上昇）。
収益性およびソルベンシー・リスク	中	→	→	<ul style="list-style-type: none"> 2023年第4四半期の損害保険会社のコンバインド・レシオは平均で98.9%と、前年同期と比べると1.6%ポイント悪化している。損害保険会社のSCR比率は平均217%。生命保険会社のSCR比率は平均238%であるが、分布の幅が拡大している。
相互関連性および不均衡リスク	中	→	→	<ul style="list-style-type: none"> 保険会社の銀行に対するエクスポージャーは14%で安定している一方、他の金融機関に対するエクスポージャーは22%から24%にわずかに増加している。
保険引受リスク	中	→	→	<ul style="list-style-type: none"> 2023年第4四半期の生命保険会社の保険料収入の成長率は、前年比1.2%。損害保険会社のそれは、同約5%。
ESG関連リスク	中	→	→	<ul style="list-style-type: none"> 2023年第4四半期の保険会社の総資産に占める気候関連の資産に対するエクスポージャーの割合は5.7%（前年同期比+1.1%）。
デジタルおよびサイバー・リスク	中	→	↗	<ul style="list-style-type: none"> デジタルライゼーションとサイバー・リスクの保険会社にとっての重要性に変わりはない。

インプリケーション：不動産市場の影響を受け、市場リスクが依然として「高」と評価されている点がポイントであると考えられる。その他、損害保険会社のコンバインド・レシオが過去2年間にわたって上昇傾向にあることは注目に値する。

（参考）EIOPA ‘EIOPA Insurance Risk Dashboard flags market risks for insurers amid market volatility and declining real estate prices’

C: BCBS、金融のデジタル化に関するレポートを公表（5月16日）

- バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「銀行のデジタル化」と題するレポートを公表した。同レポートの主な内容は以下のとおり。

革新的な技術とその適用	<ul style="list-style-type: none"> APIs：銀行は、モバイル・バンキングやBaaS、オープンバンキング等における外部のサービス・プロバイダとのデータ連携のためにAPIsを利用している。 人工知能（AI）と機械学習（ML）：銀行は、信用リスクの審査、トレーディング、プライシング・モデル、不正の検知や防止、AML/CFT等にAI/MLを利用している。銀行による生成AIの利用は、特に、対顧客サービスの領域では未だ限定的であるが、業務の効率化や社員の生産性の向上を目的として利用が開始されている。
-------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> 分散型台帳技術（DLT）：銀行は、暗号資産や分散型金融（DeFi）のエコシステムにおける利用のほか、不動産や自社および顧客株式のトークン化、ならびに、本人確認やデジタル資産の決済や保管等にDLTを用いようとしている。ほとんどの銀行がプライベート・パーミッション型を志向しているが、いくつかの銀行ではパーミッションレス型を試すプロジェクトも出てきている。 クラウド・コンピューティング：銀行は、SaaS（Software as a service）としてクラウド・コンピューティングを利用し始め、現在では、IaaS（Infrastructure as a service）やPaaS（Platform as a service）として利用するようになっている。
新たな競合者とビジネス・モデル	<ul style="list-style-type: none"> 新規参入者：デジタル専門銀行（neobanks）、フィンテックおよび大規模なテクノロジー企業（big techs）が銀行および金融サービスを提供するようになっている。これらの者は、金融サービスへのアクセスの拡大や取引コストの削減等を通じて、消費者にベネフィットをもたらす。 パートナーシップ：銀行と非銀行やテクノロジー企業とのパートナーシップが増加している。
金融のデジタル化がもたらすリスク	<ul style="list-style-type: none"> 戦略リスク：銀行のシェアや収益の喪失、ビジネス・パートナーを適切にコントロールできないことによる脆弱性の増加、ナロー・バンク化等の戦略上のリスクを抱える可能性がある。 風評リスク：オペレーションの中断や法令違反、AI/MLの利用による不公正もしくは差別的なアウトプットの生成が風評リスクにつながる可能性がある。 オペレーショナル・リスク：モデル・リスク、技術リスク、サイバー・リスク、リーガル・リスク、コンプライアンス・リスク、不正リスク、サードパーティ・リスクなどのオペレーショナル・リスクが増大する可能性がある。 データ関連のリスク：新たなソースからのデータの利用は、データ・ガバナンスに課題を突きつけるほか、第三者と共有されるデータが増えることは、データ・セキュリティの問題を生じさせ得る。 金融安定のリスク：相互関連性の増大、規制上の裁定の機会の創出とその利用、影響の伝播のスピードの加速や範囲の拡大、流動性リスクなどの伝統的な金融リスクの増幅、集中リスクの増大は、金融安定により大きな影響をもたらし得る。
銀行のリスク管理	<ul style="list-style-type: none"> 銀行には、実効的なガバナンスの枠組みや基本的なリスク管理のプロセスを整備することのみならず、（AI/MLに対応するための）モデル・リスク管理の強化、データ・ガバナンスの高度化、サードパーティ・リスクの管理の強化などが求められることとなる。

インプリケーション：銀行のリスク管理において言及のあるモデル・リスク管理、データ・ガバナンス、サードパーティ・リスクの管理は、いずれも、デジタル化が進展する中で保険会社が直面している（しつつある）リスクである。これらのリスクの管理について、金融セクター間で良いプラクティスが組成・共有されることが期待される。

（参考）BCBS ‘Digitalisation of finance’

D: 加 OSFI、2024 年のトップ・リスクと金融監督の優先事項を公表（5 月 22 日）

- カナダ金融機関監督庁（OSFI）は、「年次のリスク・アウトルック（Annual Risk Outlook for 2024 to 2025）」を公表し、その中で、①現下のリスク環境、②2024年～2025年のトップ・リスク、③金融機関の規制・監督上の優先事項、をそれぞれ示した。同アウトルックの概要は以下のとおり。

<p>現下のリスク環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 金利の上昇と市場の不確実性 <ul style="list-style-type: none"> - インフレは世界的に減速しつつあるものの、その目標水準には未だ到達していない。厳しくなる信用条件と高止まりしている金利は、総需要を減少させ、また、インフレ期待をアンカーしている。OSFIは、金利の上昇と市場のボラティリティが、借入コストの高止まり、住宅ローンの借換えリスクの増加、ならびに、個人消費支出および事業投資の減少につながると考えている。 - 金利の上昇は、資産運用収益の増加や将来の負債の価値の減価を通じて、保険会社にプラスに作用し得るものの、保険数理の前提、商品設計、リスク・モデリングおよびその他の戦略上の意思決定に、想定外の影響をもたらし得る。 • 家計の借入れコストの増加 <ul style="list-style-type: none"> - カナダの労働市場は堅調であるが、そのことは、家計の債務の水準を高め得る。労働市場の状況が変われば、家計の住宅ローン等の返済が困難になり得る。
<p>2024～2025年のトップ・リスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 不動産担保ローンと住宅ローンのリスク <ul style="list-style-type: none"> - 2024年2月時点の住宅ローン残高のうち約76%が2026年末までに更新の時期を迎えることとなり、特に、固定返済期間付きの変動金利借入れを行っている家計には、非常に大きな影響が生じ得る。 • ホールセールの信用リスク <ul style="list-style-type: none"> - 金融機関のホールセールの信用リスク（商業用不動産向けローン等から生じるリスクを含む。）に対するエクスポージャーは非常に大きい。金利の上昇、インフレ、需要の低下は、商業用不動産市場にプレッシャーを与え、そのような状況は2024年から2025年にかけて続くことが予想される。 • 資金調達および流動性リスク <ul style="list-style-type: none"> - デジタル化や預金獲得の競争の激化などの影響を受けて預金者の行動が大きく変われば、流動性ショックが顕在化し得る。また、金利の変動は、調達コストや流動性資産の額にも影響し得る。さらに、資金調達および流動性リスクは、信用リスクともリンクしている。 • 誠実性、安全性および外国からの干渉 <ul style="list-style-type: none"> - OSFIは、不正やマネロン、サイバー・セキュリティ、外国からの干渉が金融機関の誠実性および安全性にとって脅威となることを懸念している。誠実性や安全性に脆弱性を有する金融機関は、風評リスク、財務リスク、国家安全保障上のリスクにさらされ得る。
<p>保険監督の優先事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 2024～2025年の保険監督上の優先事項は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> - 資本管理の実務における健全性と保守性に引き続き焦点をあてる。特に、保険会社のソルベンシー比率に影響を与える内部の業績指標の設定の仕方の評価に重点を置く。 - サイバー・レジリエンスや外部委託される重要なオペレーションにかかる外部委託先リスクへの対応を含め、オペレーショナル・レジリエンスの確保にかかる取組みの監督を強化する。

	<ul style="list-style-type: none"> - ビジネス・リスクの監視におけるリスク・ガバナンスの実務を評価する。 • 具体的には、以下の取組みを行う。 <ul style="list-style-type: none"> - ビジネス・リスク：保険会社のビジネス・モデルに対する脅威や脆弱性を評価するため、保険会社の戦略や事業計画、外部のリスク要因をモニターする。 - 財務上のレジリエンス：リスク管理の深度を評価するため、ORSAのレビューを行う。また、リスク移転の実効性を評価するため、大規模な生命保険会社のグループ内再保険の取決めのレビューを行う。 - オペレーショナル・レジリエンス：サイバー・レジリエンスとサードパーティ・リスク管理のレビューを行う。 - リスク・ガバナンス：保険会社によるマネージング・ジェネラル・エージェント（MGA）の監督の状況を評価する。
--	---

インプリケーション：保険監督の優先事項の一つとして生命保険会社のグループ内再保険に言及があることは注目に値する。生命保険会社の（オフショア・マーケットに所在する）再保険会社への出再は国際的にも監督当局の関心が高まってきているところ、日本の監督当局には生命保険会社による再保険取引の監督上のモニタリングを強化していくことが期待される。

（参考）OSFI ‘OSFI’s Annual Risk Outlook – Fiscal Year 2024-2025’

E: 印 IRDAI、保険会社のガバナンスにかかる規定を公表（5月22日）

■ インド保険規制開発局（IRDAI）は、「保険会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本通達」を発出した。同通達は、2024年3月21日に公表された「保険会社のコーポレート・ガバナンス規制」について詳細な規定を提供するもの。同通達の構成、および、取締役会の下に設置することが求められる各種委員会の概要は以下のとおり。なお、本通達は直ちに発効し、保険会社は2024年6月末までに遵守することが求められる。

通達の構成	<ul style="list-style-type: none"> • 本通達は、①前文、②取締役会、③利益相反－取締役会の役割、④機能の委任－各種委員会、⑤主要なマネジメント・パーソン、⑥チーフ・コンプライアンス・オフィサー、⑦外部監査、⑧開示要件、⑨報酬、⑩当局への報告、⑪内部通報の方針、⑫スチュワードシップ原則、の12の章から成る。
各種委員会にかかる規制の概要	<ul style="list-style-type: none"> • 内部監査委員会：保険会社は、3名以上の取締役（過半数は独立取締役）で構成される監査委員会を設置しなければならない。 • 資産運用委員会：保険会社は、少なくとも2名の非執行取締役、CEO、CFO、CIO、CROおよび保険計理人（appointed actuary）から成る資産運用委員会を設置しなければならない。同委員会は、資産運用方針の提言および資産運用のオペレーションの枠組みの策定に責任を有する。 • リスク管理委員会：保険会社は、保険会社のリスク管理戦略を実践するため、少なくとも2名の非執行取締役、1名の独立取締役、CEO、CFO、保険計理人およびCROで構成されるリスク管理委員会を設置しなければならない。

	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約者保護、苦情処理および保険金支払い請求モニタリング（PPGR&CM）委員会：保険会社は、独立取締役をヘッドとするPPGR&CM委員会を設置しなければならない。同委員会は、顧客の公正な取扱いにかかる標準的なオペレーションの手順を採択し、保険契約者の苦情に対応する実効的な仕組みを作り、コンダクトにかかる課題を特定すること等に責任を有する。 企業の社会的責任（CSR）委員会：保険会社は、会社法に基づき、CSR委員会を設置しなければならない。保険会社の取締役会は、少なくとも税引き前利益の2%がCSR活動に費やされることを確保しなければならない。 有配当委員会：生命保険会社は、独立取締役、CEO、CFO、保険計理人および独立アクチュアリで構成される有配当委員会を設置しなければならない。同委員会の機能は、「保険会社の保険数理、ファイナンスおよび資産運用機能に関する基本通達」で別に定める。
--	---

インプリケーション：本基本通達の発効により、インドの保険会社には、そのコーポレート・ガバナンスを強化することが法令によって義務付けられることとなる。インドに拠点を有している（もしくは拠点を設置することを検討している）日本の保険会社には、それらの拠点が本基本通達を遵守していることを確保することが求められることとなる。

（参考）IRDAI ‘Master Circular on Corporate Governance for Insurers, 2024’

F: 英 PRA、第三国の保険会社の在英支店に対する監督上のアプローチを改正（5月23日）

- 英国健全性監督機構（PRA）は、第三国（＝英国以外の国）に本拠を有する保険会社の在英支店の監督にかかるアプローチをアップデートした。第三国に本拠を有する保険会社は、英国に支店を設置しようとする際、以下の要件を満たす場合には、免許（authorisation）の申請を行うことができる。

一般的な期待	<ul style="list-style-type: none"> 英国に支店を有する第三国の保険会社は、母国の監督当局によって実効的に監督され得るか。 当該第三国の保険会社は、PRAおよび金融行為規制機構（FCA）が求める最低要件（Threshold Conditions）を満たしているか。当該最低要件には、PRAに対して十分な情報を提供できること、財務的および非財務的なリソースの十分性を有していることなどが含まれる。
同等性	<ul style="list-style-type: none"> 当該第三国の規制・監督の枠組みは、英国のそれと概ね同等であるか。 同等性は、規制の枠組み、権限、個社およびグループ監督、情報共有、守秘義務ならびに監督の能力や独立性などの観点から評価される。母国の規制・監督の枠組みが「概ね同等」であると認められない場合、PRAは、英国における子会社の設置を含む、適切な監督上の措置を講じる。
保険契約者の保護	<ul style="list-style-type: none"> 当該第三国の清算手続きの枠組みは、破綻処理時において、英国の保険契約者に適切な優先権を与えるものであるか。 PRAは、在英支店の保険契約者に適切な優先権が与えられないと判断する場合、子会社化を含む、適切な措置を講じる。

保険負債の額	<ul style="list-style-type: none"> 金融サービス補償制度（FSCS）の保護の対象となる在英支店の保険負債の金額は、5億ポンド（約1,000億円）未満であるか。 PRAは、FSCSの保護の対象となる保険負債が5億ポンド未満である場合、支店形態での営業が、それ以上である場合、子会社形態での営業が行われることを期待する。
規模	<ul style="list-style-type: none"> 在英支店の規模が保険会社全体の規模と比して大き過ぎないか。 PRAは、当該第三国の監督当局が在英支店を実効的に監督できるか否かなどの観点から、当該第三国の保険会社の規模に対して在英支店の規模がどの程度であるかを評価する。
再保険取引	<ul style="list-style-type: none"> PRAは、在英支店の保険契約について当該第三国の保険会社が行う再保険取引を実効的に監督できるか。 PRAは、①当該第三国の保険会社によって出再されるグループ内再保険の水準、②当該第三国の保険会社によって行われる再保険取引の総額が「監督のし易さ」、リスク管理もしくは支店の保険契約者の保護に与える潜在的な影響、③再保険の集中（単一の出再先に対する未収再保険金（reinsurance recoverables）の規模を含む。）、の観点から、再保険の取決めを評価する。
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 在英支店は、コーポレート・ガバナンスやシニア・マネジャー機能にかかるPRAの規則や期待を満たすことができるか。

インプリケーション：本規制は、第三国の保険会社に対して、英国の金融システムおよび保険契約者に一定以上の影響を与え得る場合には、支店形態ではなく子会社形態での進出を実質的に義務付けるものと考えられる。また、本規制の中で母国の保険会社による再保険取引に言及があることは、注目に値する。

（参考）PRA ‘SoP – The PRA’s approach to the authorisation and supervision of insurance branches’

G: NY 州当局、保険会社に火災保険にかかる付帯サービスの提供を懇請（5月23日）

- ニューヨーク州金融サービス局（NYDFS）は、通達を発出し、損害保険会社に対して火災保険にかかる付帯サービスを提供することを懇請した。同通達の概要は以下のとおり。

背景	<ul style="list-style-type: none"> 近年、損害保険の料率が大きく上昇しており、他方で、補償の利用可能性は低下している。そうした中、より購買可能で、レジリエントな保険市場を確保していくためには、リスクとコストを低減する必要がある。
目的	<ul style="list-style-type: none"> 本通達は、以下のことを目的とする。 <ul style="list-style-type: none"> - ニューヨーク州の全ての損害保険会社に対して、無料もしくは低廉な費用で、損害の低減のためのツールやサービスを保険契約者に提供することを懇請すること。 - 保険会社、ニューヨーク州保険引受協会（NYPIUA）および料率算定機関（rate service organizations：RSOs）に対して、保険契約者が損害を低減もしくは回避するデバイスやシステムを設置しようとする場合、当該保険契約者に対して保険数理的に適切な割引を提供し、その旨をNYDFSに通知することを懇請すること。 また、本通達は、保険会社およびNYPIUAに対して、保険契約者がハリケーンや防風用の

	シャッター、および、ハリケーン耐性のある合わせガラスの窓やドアを不動産に据え付ける場合、保険法に従い、保険数理的に適切な料率のディスカウントを行わなければならないことをあらためて周知する。
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> 提供するツールやサービスの市場価格が25米ドル未満である場合、保険会社は、約款に記載することなく、無料もしくは割引価格で、それらを提供することができる。提供するツールやサービスの市場価格が25米ドル超である場合、それらが保険と関連すること、また、保険会社の保険事業に必要かつ適切に付随することが求められるとともに、約款に記載する必要がある。

インプリケーション：本施策は、保険の購買可能性の確保とプロテクション・ギャップの解消につながり得る施策の一つであると考えられる。自然災害の頻度や被害の甚大性が高まる中、保険会社には、自社のボトムラインの確保とともに、社会の公器としての役割を果たすことがより一層期待されることとなるものと推察される。

(参考) NYDFS 'Superintendent Adrienne A. Harris Issues Guidance Encouraging Homeowners' Insurers to Offer Free or Discounted Loss Mitigation Tools and Services'

H: 星 MAS、銀行のデータ・ガバナンスにかかる調査結果を公表（5月29日）

- シンガポール金融管理局（MAS）は、データ品質に焦点をあて、銀行のデータ・ガバナンスとデータ・マネジメントの枠組みの調査を行い、その結果を公表した。当該調査における主な発見事項と示された監督上の期待の概要は以下のとおり。

項目	監督上の期待	調査における主な発見事項
取締役会および経営陣による監督	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会および経営陣は、実効的なリスク・データの集計と報告を実現するために必要なプロセスを十分に監督すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 調査の対象となったすべての銀行は、データ・リスクの監督のための経営委員会を設置している。先進的な銀行は、データおよび技術に関する独立した経営会議体を設けている。
	<ul style="list-style-type: none"> 銀行は、データ・マネジメントにかかる情報を取締役会に定期的に報告すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> （特に、開示されている重要な財務およびリスク指標に影響し得るものに関連する）データ・マネジメントやデータ品質にかかる事項が取締役に報告されていないケースが散見される。
	<ul style="list-style-type: none"> 経営陣には、関連する、正確で完全な情報が、タイムリーに提供されるべきである。また、データ・リスクの分析が行われるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> いくつかの銀行は、リスク・アパタイト・ステートメントにデータ・リスクを含めている。 他方で、データ品質の検証結果が部署単位の粒度で報告されていない、データ品質の分析が不十分である、データ・マネジメントにかかる定期的な検証が行われていない、等の課題が認められる。
データ・マネジメントの組織	<ul style="list-style-type: none"> 銀行は、データ・マネジメントの組織（data management organisation : DMO）に明確な権限を付与するなど、データ・マネジメントのオペレーティング・モデルにお 	<ul style="list-style-type: none"> シンガポールに拠点を有する外国の銀行（D-SIBs）では、重要なデータや報告は、グローバルな方針やプロセスに従うグローバル・システムから生成されているケースが多い。そうした銀行では、グループのDMOとローカルの1線における役割と責任

	けるそれぞれの役割を明確にすべきである。	を明確にしたデータ・マネジメントのチャーターを設けている、グループのDMOがローカルのレポート・ユニットに定期的な認証を提供している、等の実務が行われている。
データ品質の 管理と統制	<ul style="list-style-type: none"> 銀行は、データ品質を管理するための枠組みとプロセスを有するべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 大半の銀行はデータ品質を管理するための枠組みとプロセスを有している。他方で、データ品質の統制、データ品質の評価、EUCツールのデータ品質の統制などに課題が見られる。
	<ul style="list-style-type: none"> 銀行は、データ・フローに沿って、統制が実効的に行われるためのメカニズムを設けるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> データ品質の統制を確保するため、主要なレポート・プロセスにおける統制を文書化している、データ生成者とデータ利用者との間でサービス・レベル・アグリーメントを設けている、リスク統制自己評価（RCSA）プロセスを活用している、等の実務が行われている。他方で、いくつかの銀行のRCSAでは、データ・フローのすべてのステージでデータ品質の統制が含まれていない。
	<ul style="list-style-type: none"> 銀行は、データ品質の指標やスコアカードを有するべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの銀行は、異なる粒度感で、スコアカードによってデータ品質を評価している。 他方で、すべてのデータ・セットに共通のデータ品質の閾値を設けている、各ビジネス・ユニットが独自に閾値を設定している、といった課題が認められる。
	<ul style="list-style-type: none"> データ品質の管理のための枠組みは、EUCにおけるデータ品質を確保するための基準や統制を含むべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> EUCの特性を踏まえたリスク評価の基準を設けていない、EUCのリスク評価がビジネス・ユニットのみで行われている、高リスクのEUCの利用を継続している、等の課題が認められる。
データにかかる 課題	<ul style="list-style-type: none"> 銀行は、データ品質を評価し、モニターすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> データにかかる重大さの格付（severity rating）やエスカレーションの閾値が設けられていない、データにかかる課題が経営に報告されていない、等の課題が認められる。
	<ul style="list-style-type: none"> 銀行は、重要なデータ要素について、頑健で完全なデータ・リネージを有するべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ごく一部の銀行のみが、エンド・トゥー・エンドでのデータ・リネージを捕捉できるケイパビリティを有している。

インプリケーション：本調査結果報告書は、（グローバルに活動する）保険会社のデータ・ガバナンスの高度化にも示唆を提供するものと認められる。例えば、本報告書で言及のあるD-SIBsの事例は、日本の保険会社にとっても参考になり得るものと思料される。

（参考）MAS ‘Data Governance and Management Practices’

I: ESMA、AIの利用にかかる監督上のガイダンスを公表（5月30日）

- 欧州証券市場監督機構（ESMA）は、「リテール向けの投資サービスの提供における人工知能（AI）の利用」にかかる監督上のステートメントを発出した。同ステートメントの概要は以下のとおり。

目的	<ul style="list-style-type: none"> AIドリブンのソリューションについて、MiFID II（第二次金融商品市場指令）が定める義務の遵守および投資家の利益の保護を確保すること。
AIのユース・ケース	<ul style="list-style-type: none"> 投資サービスにおけるAIの（潜在的な）ユース・ケースには、①カスタマー・サービスやカスタマー・サポートにおける、AIを用いたチャットボットやバーチャル・アシスタントの利用、②パーソナライズ化された資産運用のアドバイスを提供することを目的とした、顧客情報の分析におけるAIツールの利用、③遵守が必要な規制上の要件の分析、異なる投資オプションにかかるリスクの評価、不正の検知、業務の効率化のためのAIの利用、などがある。
AIの利用にかかる監督上のガイダンス	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の最善の利益の確保と顧客への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> - AIを利用する場合であっても、顧客の最善の利益のために行動するというコミットメントがゆるぎないものである必要がある。 - 金融機関（資産運用会社等）は、投資の意思決定プロセスにおけるAIの役割を透明にするとともに、AIの利用方法について、顧客に明確な情報を提供すべきである。また、顧客対応にAIを用いている金融機関は、その旨を顧客に対して開示すべきである。 ガバナンスおよびリスク管理 <ul style="list-style-type: none"> - 経営陣は、投資サービスの提供においてAIがどのように利用されているかについて、適切な理解を有するとともに、そうした技術を適切に監督すべきである。 - 経営陣は、AIの利用の影響が定期的に評価され、また、市場や規制環境の変化に対して適切な対応が行われるよう、リスク・オーナーシップ、透明性および説明責任のカルチャーを醸成すべきである。 - 金融機関は、強固なガバナンスを構築し、AIモデルを定期的にテストし、AIシステムをモニターすべきである。 - 金融機関は、投資の意思決定プロセスにおいてAIツールを利用する場合、インプット・データの適切性を確保しなければならない。 - 金融機関は、AIの利用によるリスクに適切に対応するため、テストングやモニタリングを含む、強固なリスク管理のプロセスと手順を構築しなければならない。 - 金融機関は、関係する者に対して、AIに関する適切な研修を実施しなければならない。 ビジネス・コンダクト <ul style="list-style-type: none"> - 金融機関は、利用するAIツールについて、品質保証プロセスを確保しなければならない。それには、アルゴリズムや生成物の正確性、公正性および信頼可能性のテストを含む。また、金融機関は、AIシステムにかかるストレス・テストを実施すべきである。 記録管理 <ul style="list-style-type: none"> - 金融機関は、AIの利用にかかる記録を保持すべきである。

インプリケーション：欧州では原則すべての産業セクターに適用されるAI法が採択され、他方で、米国では、いくつかの州において、保険会社によるAIの利用にかかる法令が制定されつつある。金融機関には、AIにかかる規制・監督の動向を注視するとともに、各種の原則を踏まえたAIの利用にかかるガバナンスや統制を整備することが期待される。

(参考) ESMA ‘ESMA provides guidance to firms using artificial intelligence in investment services’

J: 星 MAS、顧客の公正な取扱いに関するガイドラインを改正（5月30日）

- シンガポール金融管理局（MAS）は、「顧客の公正な取扱いに関するガイドライン」を改正し、その適用対象を投資性商品からすべての金融商品およびサービスに拡大するとともに、好事例（good practices）および改善を要する事例（poor practices）を示した。同ガイドラインの5つの原則、および、各原則について示されている監督上の期待の概要は以下のとおり。

<p>原則1</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 原則：顧客は、顧客の公正な取扱い（fair dealing）がコーポレート・カルチャーの中心に据えられている金融機関と取引を行っていることを確信している。 <ul style="list-style-type: none"> - 取締役会および経営陣は、金融機関の戦略と計画が顧客の公正な取扱いをどのように実現しているかを示すべきである。 - 取締役会および経営陣は、金融機関の方針、体制、プロセスおよびビジネスの実務が顧客の公正な取扱いにつながるものであることを確保すべきである。 - 取締役会および経営陣は、明確で一貫した形で、顧客の公正な取扱いを優先事項としている旨を内外のステークホルダーに対して伝えるべきである。 - 取締役会および経営陣は、金融機関が顧客の公正な取扱いを実行していることを評価およびモニターするための経営情報枠組みを構築すべきである。
<p>原則2</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 原則：金融機関は、ターゲットとする消費者のセグメントに適した商品とサービスを提供している。 <ul style="list-style-type: none"> - 金融機関は、商品やサービスの設計に際し、異なるマーケット環境下での顧客に対する価値を評価すべきである。 - 金融機関は、販売しようとする金融商品の公式なデュー・ディリジェンスを実施すべきである。 - 金融機関は、ターゲットとする顧客のセグメントに適したマーケティングのアプローチを採用すべきである。
<p>原則3</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 原則：顧客は、適格性を有する者によって商品およびサービスの提供を受けている。 <ul style="list-style-type: none"> - 金融機関は、商品およびサービスを提供する者を対象とする研修を実施すべきである。 - 金融機関は、顧客についてすべての関係する情報を適切かつ正確に把握できていることを確保すべきである。 - 金融機関は、顧客の利益を害する利益相反を生じさせない報酬制度を設けるべきである。

<p>原則4</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 原則：顧客は、提供を受けている商品およびサービスを正確に表す、明確で、関連性があり、タイムリーな情報を受領している。 <ul style="list-style-type: none"> - 金融機関は、提供する商品およびサービスについて、明確な情報を開示すべきである。 - 金融機関は、顧客が意思決定を行う前に、すべての関係する情報を提供すべきである。 - 金融機関は、商品およびサービスの販売後も、パフォーマンス等の情報を顧客に提供すべきである。
<p>原則5</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 原則：金融機関は、顧客の苦情を、独立的、実効的かつ迅速に取り扱っている。 <ul style="list-style-type: none"> - 金融機関は、顧客が苦情等を申し立てるための手順等を明確にすべきである。 - 金融機関は、顧客の苦情に迅速に対応すべきである。

インプリケーション：本ガイドラインが求めるものは、金融庁が2024年4月に市中協議に付した「商品・サービス及び業務のライフサイクル管理に関する基本的な考え方（案）」が目指すものとその方向性を等しくするものであると思料される。後者は、日本の大手銀行および大手証券会社、ならびに、海外G-SIBsの日本拠点のみを対象としているものの、前者はすべての金融機関について、提供するすべての商品およびサービスを対象としている。日本における商品およびサービスのライフサイクル管理にかかる監督が、将来的には、すべての金融セクターならびにすべての金融商品およびサービスに適用されることが期待される。

（参考）MAS ‘MAS Expands Application of Fair Dealing Guidelines to All Financial Institutions and All Products and Services’

執筆者

小林 晋也 / Shinya Kobayashi

マネージングディレクター

ファイナンシャルサービシーズ

デロイトトーマツリスクアドバイザリー合同会社

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガル、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生し得るいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301